

第6回 「介護サービスの種類（在宅編②）」

在宅で受けられるサービスには、利用者が通所したりヘルパーが訪問したりする他にも、住環境を整備するためのサービスも用意されています。



ここでは、住宅環境関係のサービスについて見ていきましょう。

住宅環境関係のサービス

1. 福祉用具貸与

自立した生活を送るために、以下の用具が貸し出しの対象となります。

※月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割～3割を自己負担します。

すべての 要支援、介護 認定者が対象 です	手すり（工事を伴わないもの） スロープ（工事を伴わないもの） 歩行器 歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえなど）	
要介護2 以上の 認定者が 対象です	車いすとその付属品 特殊寝台とその付属品 床ずれ防止用具 体位変換器	認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 
要介護4、5 の方のみ 利用できます	自動排せつ処理装置（※） ※尿のみを自動的に吸引できるものは要支援および要介護1～3の方も 利用できます。	

2. 特定福祉用具購入

自立した生活を送るために必要な物品で使いまわすことができないものについては、年間10万円を上限として介護保険から購入費用の補助を受けられます。（自己負担1割～3割）

【購入費支給の対象】

- 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）。
- 特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）。
- 入浴補助用具（入浴用いす、手すり、介助ベルト等）
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排せつ予測支援機器



※指定を受けていない事業者から購入した場合は支給の対象になりません。

購入の前にケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談しましょう。

3. 住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修について、要介護区分に関係なく、上限20万円まで（原則1回）住宅改修費が支給されます（自己負担1割～3割）。

※給付の対象になるか、**工事の前に**ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談しましょう。

介護保険の 対象となる 工事の例

手すりの取り付け
段差や傾斜の解消、転落防止柵設置
床材の変更（滑りにくい床材、移動しやすい床材等）
開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
和式から洋式への便器の取り替え
・・・等。

- 引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。
- 本人や家族が改修作業を行った場合、材料の購入費のみが対象となります。

【手続きの流れ（償還払いの場合）】



【申請時の必要書類】

- 工事箇所の写真（改修前日付入り）
- 住宅改修承諾書（本人の家でない場合）
- 工事の明細書
- 住宅の見取り図
- 住宅改修理由書

【申請時の必要書類】

- 工事箇所の写真（改修後日付入り）
- 工事の明細書
- 工事の領収書（原本）
- 住宅改修費支給申請書

介護保険のサービスには、在宅で利用するものに加え施設に入所して受けるものがあります。次回は介護保険で利用できる施設サービスについて見ていきましょう。

住民福祉課 介護保険係
75-8820（直通）
75-2111（内線165）